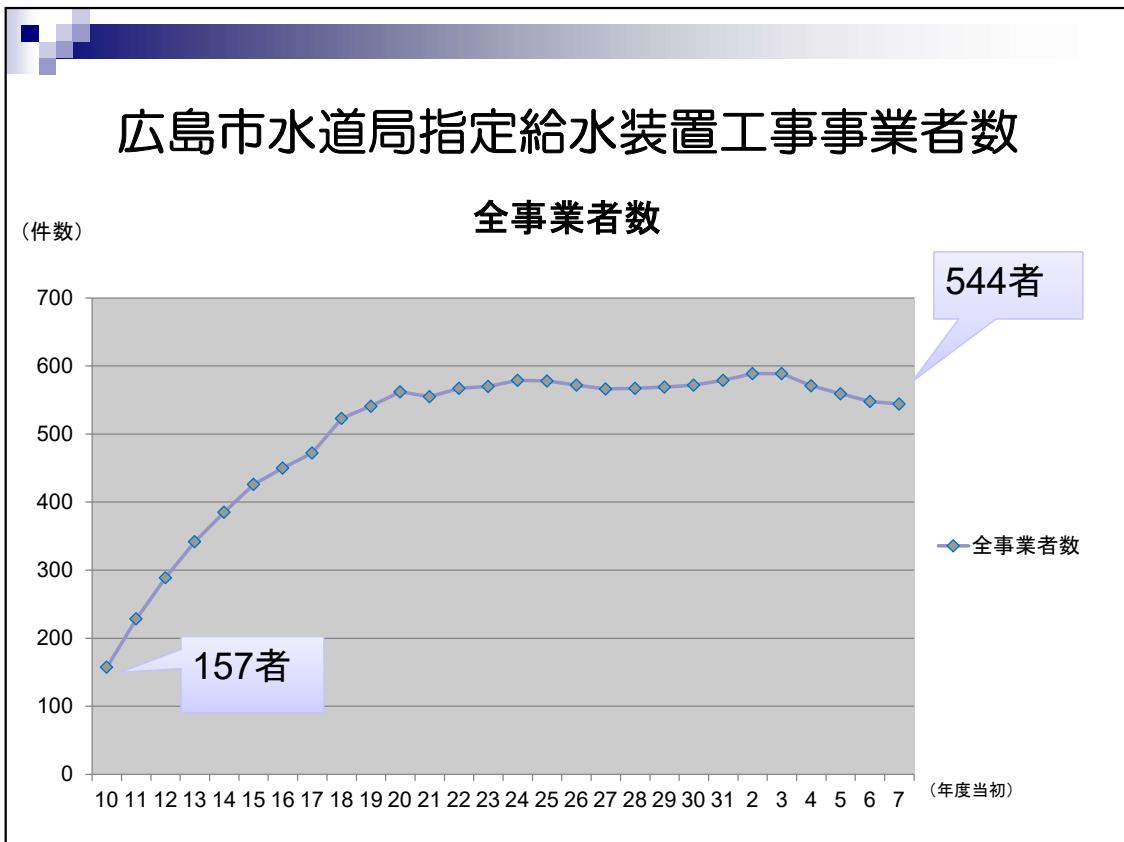


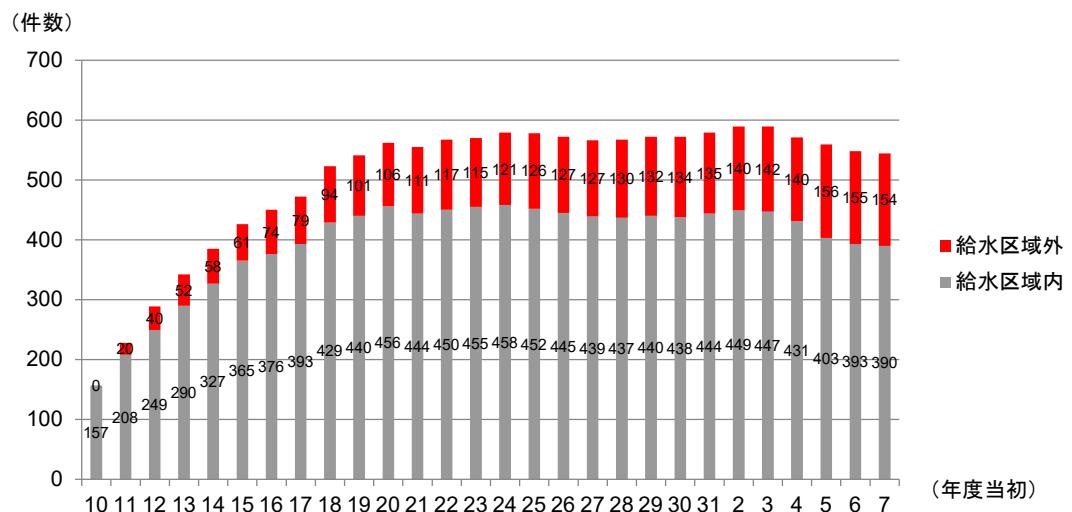
6. 広島市からの連絡事項

ここからは、広島市からのお知らせなどを中心にお話します。



まずははじめに、広島市の指定工事業者数についてご紹介します。
指定工事業者数の推移は、ご覧のとおりです。

広島市水道局指定給水装置工事事業者 所在地別の推移



こちらは、所在地別の指定工事業者数の推移です。

配管図面作成時の図面記号等の注意点

	誤	正
① 埋設型水栓		
② 湯水混合水栓		
③ 配管の交差 立ち上がり		
④ 止水栓		

次は、配管図面を作成される際の図面記号などの注意点についてです。

- ①地下式散水栓などの埋設型の水栓の記号は正確に記入してください。
- ②湯水混合水栓は、給水側を赤色で塗りつぶすようお願いします。給湯側を青色で塗りつぶすのは誤りです。
- ③配管が交差する場合は、図のようにお記入してください。
立ち上がり配管の記入については、並水栓と混同するため、立ち上がり箇所に○を記入しないでください。
- ④止水栓の記号は正確に記入してください。特に、甲型伸縮止水栓と甲型止水栓は混同しやすいため注意してください。

配管図面作成時の図面記号等の注意点

⑤ 記号の大きさ	給水栓や止水栓、水栓柱の記号を極端に大きい又は小さい記号としない。
⑥ 湯水混合水栓	使用する立ち位置から向かって右側を赤色（給水側）とする。
⑦ 配管以外の線	隣地境界線や道路後退線に配管で使用する破線は使用しない。
⑧ 位置図	A4縦で作成すること。 原則として、申請地を中心に行成すること。

⑤記号の大きさは縮尺に応じて、見やすい大きさにしてください。

⑥湯水混合水栓は使用する側から見て、向かって右側が給水側となるよう正しく作図してください。

⑦給水管以外の線（隣地境界や道路後退線など）に破線を使用しないでください。

⑧位置図についてですが、“A4縦”で作成してください。

また、原則として申請地を中心とした地図にしてください。

令和5年度 設計施工事務取扱要綱 主な改正箇所

- ・届出等の一部を電子申請システムで受付開始

対象様式

様式1-13号 管理人選定（変更）届
様式1-14号 代表者選定（変更）届
様式1-15号 給水装置（全部・一部）所有者名義変更届
様式1-16号 設備管理責任者選定〔変更〕届
様式2-1号 直結給水事前協議申請書

ここからは要綱改正についてです。

令和5年度の主な改正点としましては、令和5年4月1日より給水装置工事に関する届出等の一部を電子申請システムで受付開始しました。

これらの様式は従来通り窓口でも受け付けます。

令和6年度 設計施工事務取扱要綱 主な改正箇所

1. 直結増圧方式における増圧装置の
2ユニット以上の直列設置
(直列多段型) の採用
2. 指定材料からメーターユニットを削除
(広島市型メーターユニットが
製造中止となつたため)

令和6年度の主な改正点としましては、二点あります。

一点目は、増圧装置の直列設置の採用です。

1ユニットでは必要とする圧力を確保できない場合に可能となります。

二点目は、指定材料からメーターユニットが削除されます。

令和7年度 設計施工事務取扱要綱 主な改正箇所

1. 耐震性に優れる管種の使用範囲の拡大
2. 指定材料へ大口径メーターボックス等を追加

令和7年度の主な改正点としましては、二点あります。

一点目は、耐震性に優れる管種の使用範囲の拡大です。

従来は、分岐箇所から、（道路上を含む）最初に設ける止水栓まででしたが、宅地内の最初に設ける止水栓までに拡大しました。

二点目は、指定材料へ大口径メーターボックス等の追加です。

一部のメーターボックスはバイパス配管の設置やメーター取替えの支障となることがあるため、ホームページに掲載している管理者指定材料一覧表の注釈も確認してください。

7. その他の事項

ここからは、その他の事項についてです。

「閲覧・写しの交付願」

給水装置台帳
閲覧・写しの交付願

令和 年 月 日

(あて先)

広島市水道事業管理課

受付番号

交付印	受付	係	係長
-----	----	---	----

請求者 (来局者) (工事業者コード)

住 所

会社名
.....

氏 名

電話番号

閲覧・写しの交付にあたっては、下記確認事項を厳守します。

【確認事項】

① 提供された情報は、使用目的以外には使用せざ、他に漏れることなく管理します。

② 写しの交付を受けた箇所が不正確になった場合は、速やかに廃棄します。

水道番号 (種別・口径・ポート番号)	給水装置の設置場所	写しの交付	1件目	2件目	金額
		要	件	件	円
		不要	件	件	
		要	件	件	
		不要	件	件	
		要	件	件	
		不要	件	件	
		要	件	件	
		不要	件	件	

閲覧・写しの交付の目的 1.給水装置工事のため 2.その他 ()

来局者確認欄 携帯免許証 地方建工事主任技術者証 地方建物取引士証
 住 所 その他 ()

注1 同じ建物の所有者名と同水道台帳の所有者名(表記)が異なる場合は、閲覧・写しの交付できません。この場合、「(水道番号)一部の所有者名を変更」をおねがいして下さい。

注2 水道番号・メータ・番号が不明なものは、位置図を添付してください。

手数料	閲覧	組	円	写しの組	件	円	計	円
-----	----	---	---	------	---	---	---	---

同意書 (作成日: 令和 年 月 日)

上記請求者が、私の所有する給水装置の台帳について、閲覧し、写しの交付を受けることに同意します。

所 有 者

住 所

会社名

氏 名

電話番号

給水装置台帳の閲覧・写しの交付願について説明します。

どこの管理事務所でも給水区域内全ての給水装置台帳の閲覧が可能ですが、注意事項が二点あります。

一点目は、所管の管理事務所で閲覧する方が良い台帳があります。

建物の特定ができないもの、学校や工場など大規模な建物、新築したばかりの建物などが該当します。

二点目は、所有者名義についてです。

給水装置台帳の閲覧は所有者本人を除いて、所有者の同意が必要となります。給水装置台帳の所有者と異なる場合は、名義変更届の提出が必要となります。

「水道料金等減額願い」について

水道料金等減額願い	
令和 年 月 日	
広島市水道事業管理者	
住 所	
氏 名	
電 話 () -	
このたび、当方所有又は使用する給水装置から漏水していることが判明し、下記のとおり修理をしましたので、この漏水にかかる水道料金等を減額していただきますようお願いします。	
記	
水道番号	□□□□□□□□□□
1 納水装置所在地	
2 修理年月日	令和 年 月 日
3 修理箇所	地下埋設管・カップリング・立上げ・給水用具(トイレ・温水器等) 受水槽ボールタップ・その他()
4 修理者名 (工事業者等)	広島市水道局指定給水装置工事事業者資格 (有 無)
----- 水道局処理欄 -----	
1 確認年月日	令和 年 月 日
2 指示 数	_____?

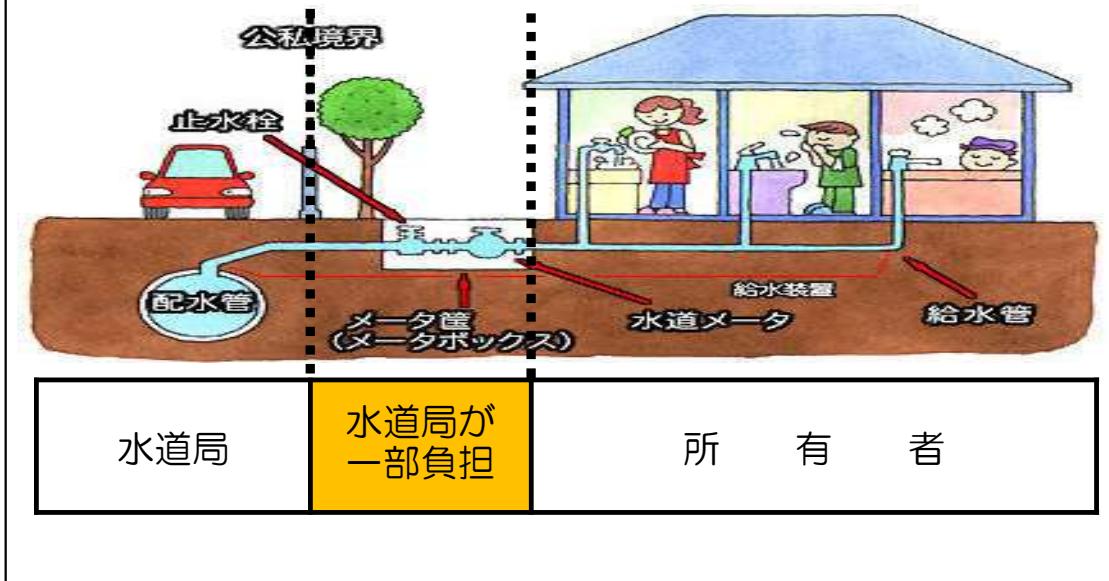
次に、水道料金等減額願いについてです。

漏水修理が完了した際に、漏水により過大となった水道料金の減額を申し込むための様式です。

令和6年度から様式を変更しており、赤字部分が追加されています。

申し込みは、漏水修理を行った地域を所管する営業所となっています。

無料修理範囲における 漏水修理費用の一部負担について



次は、漏水修理の一部負担部分についてです。

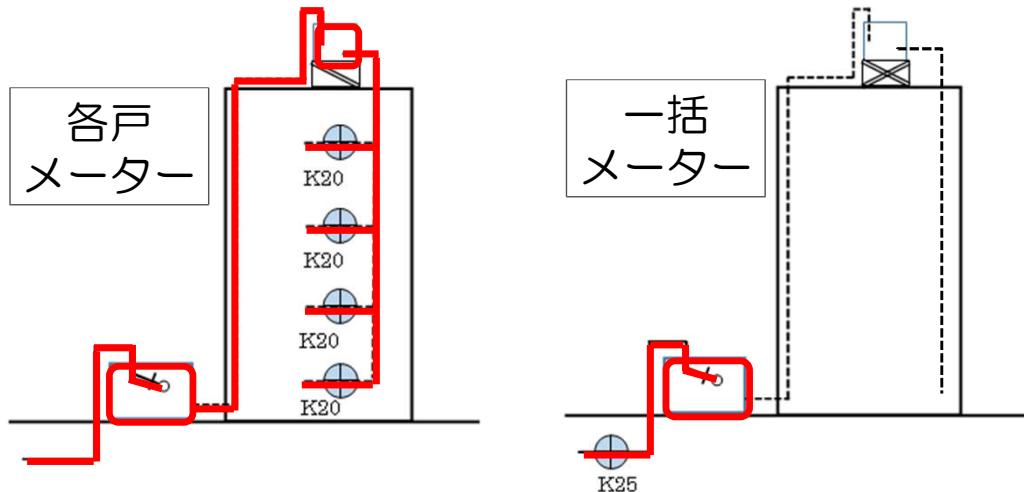
一部負担の条件は、自然漏水であることと、学校、官公庁及びメータ一口径50mm以上の会社関係ではないことです。

特に、止水栓が効かない場合は自然漏水ではないので注意してください。

水道局が一部負担する範囲は、宅地内のメーターボックスを含む、メーターまでの埋設部分となります。

また、障害物（植木等）の撤去及び復旧が必要となる場合や、構造物等の取り壊し及び復旧が必要となる場合、復旧にコンクリートやタイル張りが必要な場合はお客様の費用負担となることにも注意してください。

受水槽設置建物の給水工事申請について



次に、受水槽以降の給水設備を工事される場合についてです。
工事申請が必要かどうかは、計量方式で異なるため注意が必要です。
申請が必要な範囲を赤色で示しています。
一括メーター方式の場合、受水槽以降の配管や高置水槽は給水装置ではないため
、申請は任意となります。（図面の情報提供はお願いしています。）
各戸メーター方式の場合、受水槽以降の工事でも全て申請が必要です。

せん孔等工事について

原則、平日昼間施工

土日祭日、夜間等は

- 事前協議
- 理由書の提出

次に、せん孔工事についてですが、原則として、平日の昼間に施工をするようお願いします。

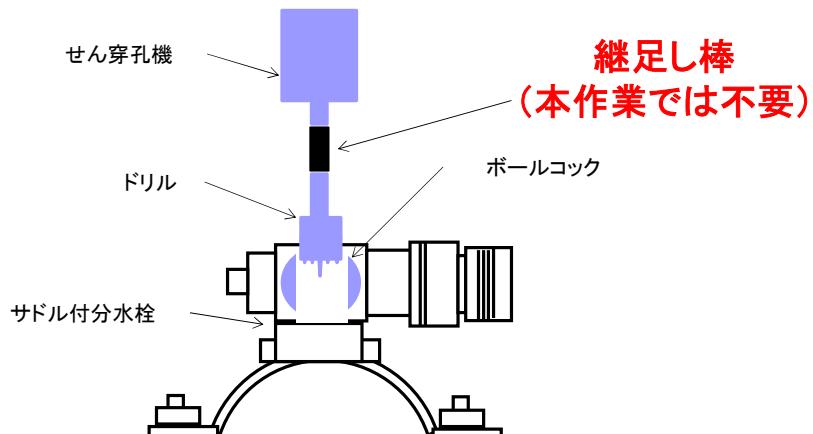
これは、工事中の不測の事故への初動対応を円滑に行うためです。

しかしながら、施工現場の状況などにより、平日の昼間に施工することが困難な場合もあります。

その際は、事前に所管の管理事務所と協議をしていただき、理由書の提出をお願いします。

せん孔工事等事故事例

1. せん孔後のボール止水栓閉止不能



実際に広島市であったせん孔現場での事故事例を紹介します。

せん孔後にサドル付分水栓のボールコックが閉まらず、せん孔機が取り外せなくなる事例がありました。

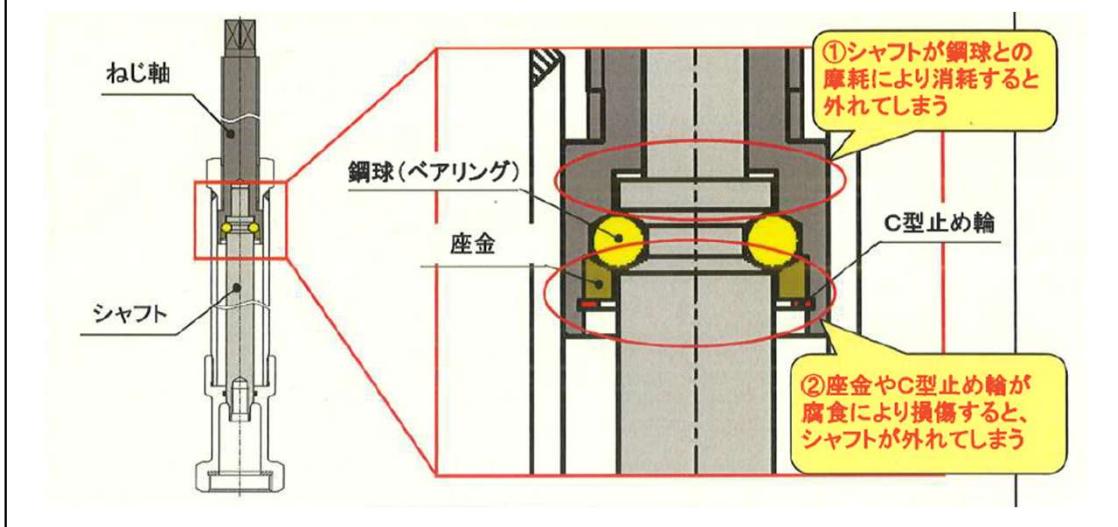
調査の結果、せん孔機にドリルを装着する際に、マニュアルに記載されていない継ぎ足し棒をせん孔機とドリルの間に設置したことにより、ドリルが完全に上まで上がりきることができず、ボールコックを閉めることができなくなっていました。

作業する際には、器具の正しい使用方法をしっかりと確認していただくようお願いします。

また、せん孔工事でこのような事故が発生した場合には、水道本管を断水して器具を取り外すこととなり、お客様に多大なご迷惑をおかけすることとなりますので、十分に注意をしてください。

せん孔工事等事故事例

2. コア挿入機取外し不能



次にコア挿入機を使用した際の事故事例を紹介します。

まずははじめに、コア挿入機の故障による事故についてです。

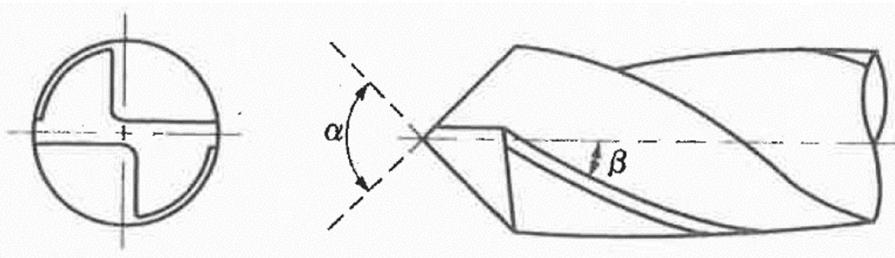
せん孔工事に伴う密着コア挿入作業中に、コア挿入機のシャフトがネジ軸から外れ、シャフトを引き上げることができなくなりました。

そのため、サドル分水栓のボールコックを閉止することができず、配水管を断水してコア挿入機を取り外すことになりました。

コア挿入機を分解した結果、本体内部に錆びやゴミの付着があり、シャフトとネジ軸の接続部が激しく摩耗し、ベアリングや座金、接続部品などの損傷と破損が確認されました。

使用する工具や機械については、普段からしっかりメンテナンスを行ってください。

せん孔に使用するドリルの選定について



α:先端角 β:ねじれ角

モルタルライニングとエポキシ樹脂粉体塗装の場合では
ドリルの形状が異なるため注意する。

モルタル…○OLDPC エポキシ樹脂…○OPEDCP

次に、せん孔に使用するドリルの選定についてです。

モルタルライニングとエポキシ樹脂粉体塗装では、ドリルの仕様が異なるため、先端角やねじれ角など、内面処理に応じた仕様のドリルを選定してください。

ドリルの選定を間違えると、エポキシ樹脂粉体塗装の場合、塗膜の貫通不良や塗膜の欠けといった不具合が発生しやすくなります。

摩耗したドリル及びカッターもライニング材のめくれ、剥離等が生じやすいので使用しないでください。

広島市水道局では、令和3年11月から配水管において、これまで主に使用していた内面モルタルライニング管に代わって、内面エポキシ樹脂粉体塗装管を使用することとなりました。

これからエポキシ樹脂粉体塗装の配水管が増えていくため、より一層、使用するドリルの選定には注意してください。

40mm及び50mmの不斷水T字管 の密着コアについて



次に40mm及び50mmの不斷水T字管の密着コアについて説明します。

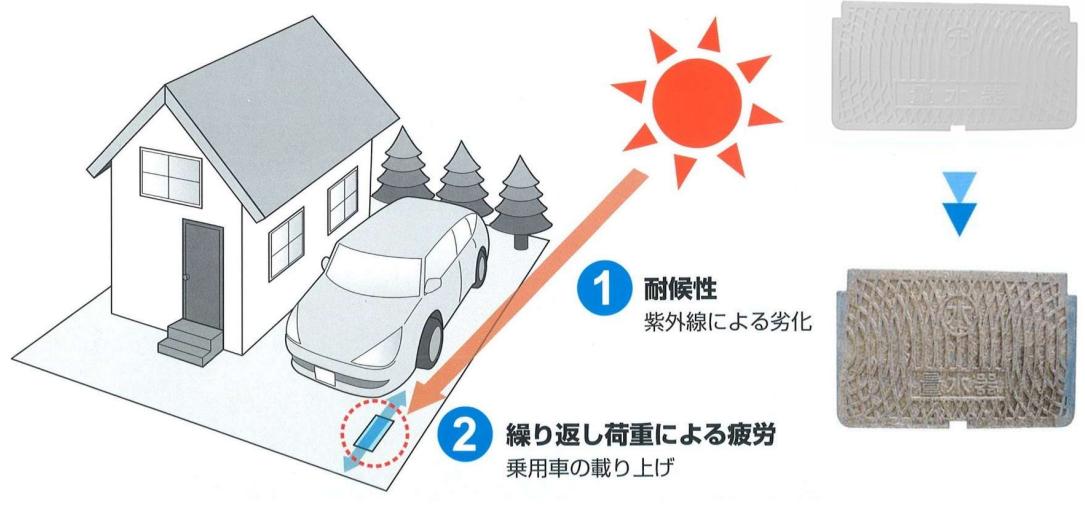
40mm及び50mmのせん孔では、サドル分水栓、又は不斷水T字管を使用できます。

このうち、不斷水T字管の密着コアは、鋳鉄管の内面処理によって使用する密着コアが異なります。

図のとおり、エポキシ樹脂粉体塗装管用の密着コアは短いことが分かります。事前に管種を確認して適切な材料を使用してください。

また、サドル分水栓で使用する密着コアと異なりますので、注意してください。

樹脂製メーターボックス について



次に、FRPの樹脂製メーターボックスについてお話をします。

樹脂製のメーターボックスは、鋳鉄製にくらべて耐候性に劣り、荷重による破損も起こりやすいという欠点があります。

そのため、車両が通行する場所や車両の下になる場所は避けてください。

大口径メーターボックスの設置位置について



次に、口径50mm以上で使用する鋳鉄製三枚蓋メーターボックスの設置位置についてです。

このメーターボックスの上を車両が通行した際にがたつきによる騒音が生じる事例があり、設置位置を誤ると苦情の原因となることがあります。

事前に設置位置を確認するようお願いします。

メーターボックスの土留めについて



次に、メーターボックスの土留めの施工についてお話しします。
地中に埋設するメーターボックスについては、鋳鉄製・樹脂製のボックスとともに、管が通過する切欠き部分に土留めの施工がされていない場合、ボックス外側の土などがボックス内に流入します。
この結果、メーターボックス前後の沈下を起こす原因となります。

メーターボックスの土留めについて



- ・ボックス専用の土留め板を使用
- ・保温材や、発泡材の端材を使用し、土留めを施工

地中にメーターボックスを埋設される際は、ボックスメーカーの土留め板を使用するか、保温材や発泡剤の端材などを使用して土留めを施工してください。

給水装置工事におけるインボイス

1. 施設整備納付金

納入通知書兼領収書
発行時にお渡しします

適格請求書													
〒 730-0011 中区基町9-32 水道 太郎	〒 730-0011 広島市水道局中区基町9番32号 (登録番号 798900020001070) 発行箇所 給水課給水装置係												
様	年度 令和5年度 適格請求書番号 1 伝票番号 15643												
件名 施設整備納付金 225-505-9999 局工事店 13-1	広島市水道												
下記金額を請求します。 請求金額 55,000 円													
<table border="1"><tr><td>課税</td><td>税率 10 %</td><td>対象</td></tr><tr><td>税込額</td><td>55,000円</td><td></td></tr><tr><td>税抜額</td><td>50,000円</td><td></td></tr><tr><td>消費税額</td><td>5,000円</td><td></td></tr></table>		課税	税率 10 %	対象	税込額	55,000円		税抜額	50,000円		消費税額	5,000円	
課税	税率 10 %	対象											
税込額	55,000円												
税抜額	50,000円												
消費税額	5,000円												
取引年月日 令和5年10月11日													
取引内容 施設整備納付金 225-505-9999 局工事店 13-1	広島市水道												

次に、インボイスについてお話しします。

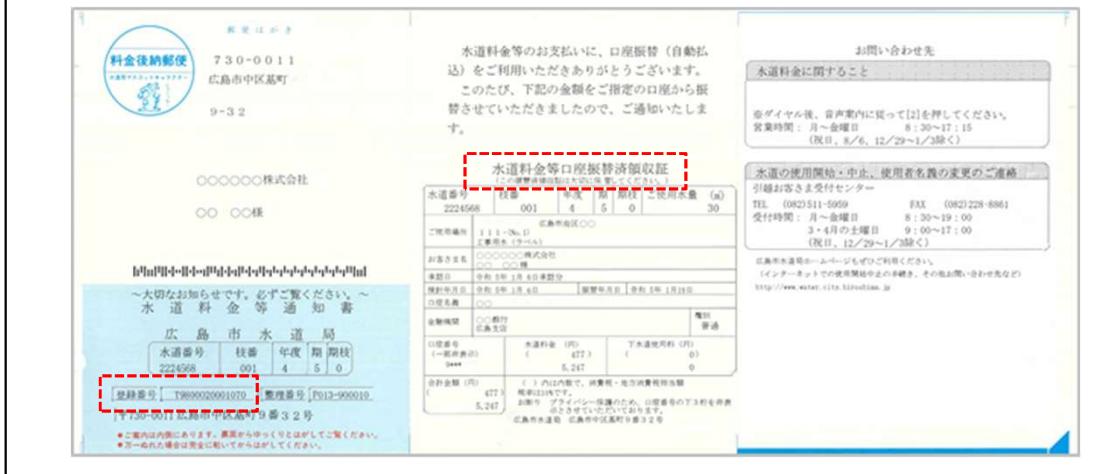
給水装置工事の中で、インボイス発行対象となるのは、消費税がかかるものとなります。具体的には、施設整備納付金、臨時用水の認定料金、工事監督費が対象となります。発行されるタイミングがそれぞれ異なりますので、一つずつ紹介します。

まずははじめに、施設整備納付金のインボイスについて紹介します。インボイスの発行は、納入通知書兼領収書発行時となり、管理事務所の窓口で手渡しとなります。

給水装置工事におけるインボイス

2. 臨時用水(ラベル)の認定料金

口座振替後に郵送されます



次に、臨時用水の認定料金のインボイスについて紹介します。

認定料金のインボイスは、口座振替後に郵送されます。

郵送はがきの表面左下に、広島市水道局の登録番号が記載されているほか、開封すると、中央に“水道料金等口座振替済領収証”と記載がされています。

なお、口座振替前に“ラベル請求明細書”と記載されたはがきが届きますが、こちらはインボイスではありません。

給水装置工事におけるインボイス

3. 工事監督費

口座振替前に郵送されます



次に、工事監督費のインボイスについて紹介します。

工事監督費のインボイスは、口座振替前に郵送されます。

郵送はがきの表面左下に、広島市水道局の登録番号があり、開封すると“工事監督費請求書”と記載されています。

なお、同時に“手数料等ご請求明細書”と記載されたはがきが届きますが、こちらはインボイスではありません。

手数料等ご請求明細書は”口座振替の明細”、工事監督費請求書は”インボイス”となります。

ご清聴
ありがとうございました



内容は以上となります。

給水工事に関わる方々にお伝えいただき、適正な工事の施工に役立てていただけ
ようお願いいたします。